

有床診療所の届出に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第3条の3に規定する届出に際し、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する許可（以下「許可」という。）を受けないで診療所に療養病床又は一般病床を設置しようとする者（以下「届出予定者」という。）が、法第7条第3項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当することを確認するために行う協議（以下「事前協議」という。）に関し必要な事項を定め、埼玉県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）に定める医療提供体制の整備を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「診療所」とは、医療法施行規則第1条の14第7項各号に規定する診療所をいう。

(届出予定者の責務)

第3条 届出予定者は、医療計画に沿って医療提供体制の整備が図られるよう協力し、この要綱に定める手続等を遵守するものとする。

(事前協議申出書の提出)

第4条 届出予定者は、許可を受けないで診療所に療養病床又は一般病床を設置しようとするときは、別紙様式の事前協議申出書を当該診療所の所在地を管轄する保健所の長（以下「保健所長」という。）を経由して保健医療部長に提出しなければならない。この場合において、保健所長は、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議（以下「地域医療構想調整会議」という。）で協議を行うほか必要な調査をし、意見を付するものとする。

2 前項の規定により提出する事前協議申出書は、随時に提出することができる。

(病院の整備計画の公募との整合)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、埼玉県地域保健医療計画に定める医療提供体制の整備の基本的方向に沿う病院の整備計画の公募を実施する際（病院の整備計

画の募集から採用する病院の整備計画の決定までの間をいう。) の手続は、病院の整備計画の公募の例により行うものとする。

(事前協議申出書の審査)

第6条 保健医療部長は、別に定める審査基準により、事前協議申出書に係る診療所の療養病床又は一般病床設置の計画（以下「設置計画」という。）を審査し、埼玉県医療審議会（既存病床数の増加を伴わない設置計画の場合には埼玉県医療審議会医療法人部会とする。）の意見を聴き、承認するか否かを決定する。

2 保健医療部長は、前項の規定により決定したときは、その結果を届出予定者に対し、事前協議申出書を提出した保健所長を経由して通知するものとする。

(診療所の療養病床又は一般病床設置の工事)

第7条 届出予定者は、前条第2項の規定による承認の通知を受けたときは、遅滞なく工事に着手するものとする。

(承認後の状況の把握)

第8条 保健所長は、事前協議で承認した設置計画について、令第3条の3に規定する病床設置の届出が提出されるまでの間、設置計画の承認を受けた者（以下「被承認者」という。）から四半期ごとに報告を求め、設置計画の進捗状況を把握し、保健医療部長に報告するものとする。

2 被承認者は、保健所長から前項の規定による報告の求めがあったときは、保健所長に対して速やかに報告するものとする。

(病床設置後の状況の把握)

第9条 保健所長は、令第3条の3に規定する病床設置の届出を提出した被承認者から毎年4月末日までに別表に定める事項の報告を求め、保健医療部長に報告する。

2 被承認者は、保健所長から前項の規定による報告の求めがあったときは、保健所長に対して速やかに報告するものとする。

(承認の取消し)

第10条 保健医療部長は、設置計画の承認の通知の日から起算して2年を経過した日において、正当な理由がないのに、被承認者が療養病床又は一般病床の設置に係る工

事に着手していないときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前条第1項に基づく報告の結果、当該診療所が承認された基準に該当しないものと認められたときは、あらかじめ埼玉県医療審議会の意見を聴いて、当該承認を取り消すことができる。
- 3 保健医療部長は、前項の規定により設置計画の承認を取り消そうとするときは、あらかじめ、被承認者に弁明の機会を付与しなければならない。

(事前協議申出書の返却)

第11条 保健医療部長は、届出予定者から書面により申出の取下げがあった場合において、事前協議申出書の返却を求められたときは、当該者に係る事前協議申出書を返却する。

(その他の事項)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月12日から施行する。